

狛江市福祉基本条例 施行規則一部改正の概要について

公布：令和8年7月14日 施行：令和8年10月1日

1. 改正の目的

東京都福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正（※1）に伴い、「観覧席・客席」に係る基準の整合性を図るため、狛江市福祉基本条例施行規則を一部改正しました。

（※1）公布：令和8年3月31日 施行：令和8年10月1日

2. 主な変更点

観覧席・客席に設ける「車椅子使用者用部分」の設置数等の基準を改正する。

項目		基準（赤字：現行基準を強化、青字：新たな基準）
車椅子使用者用部分	① 数	階ごとに座席総数の0.75%以上かつ2席以上
	② 配置	2以上を隣接して設置 隣接して同伴者席を同じ割合設置
	③ 水平分散（横）※1	2以上の位置（舞台等を見て左右方向）に分散
	④ 水平分散（縦）※2	2以上の位置（舞台等を見て前後方向）に分散

※1：座席総数401席以上の階を対象

※2：座席総数1,001席以上の階を対象